

定 款

公益財団法人北海道移植医療推進財団

公益財団法人北海道移植医療推進財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人北海道移植医療推進財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、北海道において臓器機能障害のある人達が、移植医療によりその機能を回復し健康な生活が送れるようにするために、移植を必要としている患者に、善意による臓器提供者の意思を生かし、最善で十分な医療を実施できるように、移植医療についての知識の普及啓発と移植医療に係る各種機関の役割に応じた支援活動を行うとともに、もって北海道民の健康と福祉の向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 移植医療に関する知識の普及啓発活動
- (2) 移植医療に係る各種機関及び移植者・臓器提供者への支援を目的としたシステムの構築と諸活動
- (3) 臓器移植コーディネーターによる臓器移植に関する支援活動
- (4) 移植医療技術の研究と高度化及び人材育成のための支援及び諸活動
- (5) 移植医療に関する調査及び情報の収集
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、北海道において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属説明書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほかに、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 貸借対照表は、第 1 項の定時評議員会終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 9 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 4 章 評議員

(評議員の定数)

第 10 条 この法人に評議員 9 名以上 11 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからハに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

二 口又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ 口からニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人ではない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第13条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給額は、評議員会において別に定める役員等の報酬並びに費用に関する規程に従って算定した額とする。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 役員の報酬等の額の決定及びその規程
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催することができる。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第18条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項その他必要事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、理事長は、招集通知について、書面による通知の発出に代えて、法令に定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

3 前2項にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催できる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員会において選任する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人が記名押印する。

3 評議員会の議事録については、評議員会の開催の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第6章 役員等

(役員の設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 9名以上13名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、2名以内を副理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって、理事会の中から選定する。

- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、この法人の理事（親族その他特殊の関係のある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係のある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。
- 6 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか 1 名とその親族その他特殊の関係がある者の合計数又は評議員のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（理事の職務）

- 第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を統括する。
 - 3 副理事長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 4 理事長及び副理事長、常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務）

- 第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の事業及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

- 第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。
 - 3 役員は再任することができる。
 - 4 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 5 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

- 第 29 条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任するときには、特別の利害関係を有する評議員を除く評議

員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときには、解任の決議を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(顧問)

第30条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

3 顧問は、理事長の諮問に応え、必要に応じて理事長に対し助言することができる。

(報酬等)

第31条 役員及び顧問は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、評議員会において別に定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することが出来る。

2 役員及び顧問には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給額は、評議員会において別に定める役員等の報酬並びに費用に関する規程に従つて算定した額とする。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第34条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 次の各号の一に該当する場合は、臨時理事会を開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事若しくは監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、次の各号の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額な借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第26条第4項の規程による報告には適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

2 理事会の議事録については、理事会の開催の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第8章 事務局

(事務局)

第41条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長1名その他職員を置く。

3 事務局長その他職員は、理事会の決議を経て理事長が任免する。

第9章 賛助会員

(賛助会員)

第42条 この法人の趣旨に賛同した個人又は団体は、賛助会員となることができる。

2 賛助会員は、理事会で別に定める賛助会費規程に基づき賛助会費を納入するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第 44 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功的不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定取消し等に伴う贈与)

第 45 条 この法人が公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1箇月以内に、国、地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 46 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国、地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告)

第 47 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 号第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は横内龍三、副理事長は小柳知彦、常務理事は山崎正とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、大平整爾、福田諭、島本和明、原田浩、山谷隆史、嵐田昇、阿部幹司とする。
5. この法人の最初の理事は、横内龍三、小柳知彦、長瀬清、村田正敏、神 秀治、平野哲夫、山崎正とする。
6. この法人の最初の監事は、荒木啓文、富樫正樹とする。

別表 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第 5 条関係）

移行時の基本財産

財 产 種 别	場所・物量等
銀行預金	10,000,000 円